

## 全国保健所長会 ホームページ運営要綱

(目的)

第1条 全国保健所長会の活動や公衆衛生行政に関する情報をインターネットで積極的に公開、提供するために、ホームページの運営について、必要な事項を定める。

(開設者・管理者)

第2条 ホームページの開設者は、全国保健所長会会長とする。

2 ホームページの管理者は、全国保健所長会広報担当常務理事とする。

3 管理者は、ホームページの運営に関し、疑義を生じる事項があるときは、全国保健所長会理事会で協議するものとする。

(掲載する情報)

第3条 ホームページに掲載する情報は、次のとおりとする。

- 一 全国保健所長会の概要  
    会則及び規定、沿革、組織、役員
- 二 総会報告
- 三 理事会報告
- 四 委員会報告
- 五 都道府県ブロック、政令市、特別区部会活動
- 六 各保健所の紹介
- 七 研究班報告
- 八 国への意見書・要請書等
- 九 会員へのお知らせ
- 十 全国保健所長会からみなさんへ
- 十一 リンク集（公衆衛生行政等）
- 十二 その他全国保健所長会及び公衆衛生に関する情報

(制限事項)

第4条 管理者は、ホームページの運営に当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 公序良俗に反する情報は掲載しない。
- 二 特定個人や団体を誹謗愁傷するものは掲載しない。
- 三 営利行為を助長することのないよう、また政治的・宗教的中立性を損なうことのないように配慮する。
- 四 個人情報については、法令を順守し、その十分な保護を図る。
- 五 全国保健所長会の運営の実態に反し、誤解を与えるおそれのある情報は掲載しない。
- 六 著作権については、著作権法（昭和45年法律第48号）等関係法令を遵守する。
- 七 コンピュータウイルスの感染防止に努める。
- 八 管理者は、前項の規定に該当し、又は情報が改ざんされていると認められるときは、当該情報をすみやかに削除するものとする。

付 則

この基準は、平成17年8月23日から施行する。